

加入制度があります。

●四つ目の違いは保険料の払い方

皆様の給与からも、健康保険料が天引きされていますよね？

しかし、労災保険は全額事業主負担で、個人単位ではなく事業所単位で納付します。

そして、労災の場合、人を1人でも雇用した場合、加入義務が生じます。でも、雇われている人一人ひとりについての新規雇用や退職等について届出の必要はありません。

労災は、事業主が雇用している労働者の労働災害に備えるために加入し保険料を支払うものですので、「被保険者」という概念はないのです。

そこが、健康保険は勿論、雇用保険、厚生年金保険とも違う点です。

★年金トピックス～年金見込み額の照会～

57歳になる女性の友人が、私のアドバイスに従い、インターネットから申し込み年金見込み額の照会をしました。

これは、50歳以上の方が利用できるサービスです。

社会保険庁のホームページの

<https://www2.sia.go.jp/mg010.php>

から、申し込みと1週間ほどして書面で、社会保険業務センターから、年金見込み額が通知されます。

友人は、60歳から特別支給の老齢厚生年金が、そして62歳から定額部分の支給が開始されます。

書面には、年金加入記録のお知らせも同封されていて、就職してから現在までの加入記録を確認することも出来ました。

記録に間違いはなかったそうですが、もし不審な点があった場合に問合せのできる専用電話番号も記載されています。

50歳以降の方は是非一度確認なさる事をお勧めいたします。

~~~~~編集後記~~~~~

リニューアル第1号のメルマガいかがでしたでしょうか？

次回配信は、10月15日です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメルマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
